

5月は自転車安全利用月間です！

自転車を利用するときは
安全運転で！
ルールを守って
運転しましょう！



岡山市交通安全キャラクター まもも

岡山県交通安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・ 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

岡山市自転車条例についてもチェック！（令和3年4月1日施行）

ポイント1

自転車で事故を起こした時に備えた損害賠償保険等への加入が義務となりました。

ポイント2

子ども(小学生以下)のヘルメット着用が義務となりました。

詳しくはホームページで！

岡山市 自転車条例 検索

